平成２３年（フ）第１５号
茨城県取手市野々井1101番地１　ハーモニータウン２―1410
債務者　澤田　和子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
茨城県牛久市上柏田１丁目16番地16
債務者　池田　君子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１６４号
兵庫県尼崎市東七松町１丁目３番２号
債務者　武本　　恵
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１４号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番１―602号、前住所兵庫県西宮市田中町３番１―607号
債務者　髙野　英一
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１３０号
兵庫県尼崎市建家町56番地　ソーシャルコート尼崎708号、前住所大阪市福島区鷺洲６丁目１番２―201号
債務者　畠中　堯司
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０７１号
熊本県玉名市六田35―６、住民票上の住所熊本県宇土市新開町1205番地
債務者　田代由美子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１２号
山形県新庄市東谷地田町５番地の６　大忠アパート５号
債務者　星川　真輝
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第３１号
長野県須坂市大字仁礼1115番地
債務者　野平　　晃
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７号
長野市青木島町大塚1400番地３　グランドールアイＢ202
債務者　小泉　恵子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
兵庫県尼崎市武庫町１丁目８番12号
債務者　堂本　純平
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４号
兵庫県たつの市新宮町中野庄185番地１
債務者　井上　弘幸
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第５号
兵庫県たつの市龍野町富永1005番地35
債務者　石川　文子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第１０号
山口県宇部市常盤台２丁目10番８号
債務者　藤浦美由紀
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１０７１号
北九州市八幡西区星ケ丘１丁目８番２号
債務者　内野　英樹
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１４０５号
北九州市八幡西区藤原２丁目２番12号
債務者　大神　哲哉
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５１号
北九州市小倉北区泉台３丁目31番21―303号
債務者　真鍋　吉明
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６０号
北九州市小倉北区黄金１丁目８番14―1109号
債務者　藤村　　進
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部